



サポーターズ

第19号

2024年10月25日
美里工業高等学校
生徒支援部 発行

校訓

自敬勤
主愛労

スマホ等使用についてのルール

令和6年度 生活指導基本方針(抜粋)

3. 携帯電話等携帯型情報機器(携帯電話、スマートフォンなど)について

3-1. 携帯電話等の校内での使用について

- (1) 8:50までに **電源を切って、カバン又は目の付かない場所に保管**する。
ただし、保護者への連絡等により緊急に携帯電話等を使用する場合は担任や教科担当に申し出ること。

電源を切るとは...

「マナモード」や「機内モード」にすることではありません。

主電源をOFFにすることです。

- (2) **下記①～⑤の行為を禁止**する。

- ① **朝SHR～終SHRまでの時間**の使用(**電源を切りカバンに入れる**)
- ② **目につく状態**(**手に持つ、胸ポケットに入れる、机の上に置く等**)の場合も使用とみなす。
- ③ 上記①の時間帯の**着信音**や**バイブレーション**についても使用とみなす。
- ④ 保護者との連絡以外での使用
- ⑤ 校内コンセントでの携帯電話等の**充電**

- (3) 考査時の使用は、不正行為として懲戒指導を含む指導の対象となる。

- ① 考査時についてはスマートウォッチを含む情報機器の使用・所持を禁止する。
- ② 上記①の情報機器については制服のポケットや机の中には入れず、カバンやロッカーの中にしまうこと。

- (4) 違反者に対し、携帯電話等の預かり指導を行い、2回目以降は保護者に返却する。

☆ **ルールやマナー**をしっかり守って学校生活をおくって下さい☆